

## 北海道警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令

北海道警察本部訓令第9号

平成14年3月28日

北海道警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令を次のように定める。

### 北海道警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令

北海道警察職員服務規程(昭和60年北海道警察本部訓令第1号)の全部を改正する。

#### (目的)

第1条 この訓令は、北海道警察の職員(以下「職員」という。)が保持すべき職務に係る倫理(以下「職務倫理」という。)及び職員の服務について必要な事項を定めることにより、職務倫理の保持及び厳正な職務の遂行を図り、もって警察責務を全うすることを目的とする。

#### (準拠)

第2条 職員が保持すべき職務倫理及び職員が遵守すべき服務上の事項については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第1号)その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

#### (職務倫理の基本)

第3条 職員は、次に掲げる職務倫理の基本を信条として職務に精励し、国民の信頼と期待にこたえなければならない。

誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。

人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。

規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。

人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。

清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

2 職員は、朝礼等において、前項に掲げる職務倫理の基本を唱和しなければならない。

#### (職務の公正の保持)

第4条 職員は、職務に関連を有すると認められる者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。

2 職員は、職務上必要がある場合を除き、いかがわしい場所に立ち入ってはならない。

3 職員は、他人の請託を受けて職務の公正を欠いてはならない。

#### (市民応接の基本)

第5条 職員は、市民との応接に際しては、市民の要望、意見等を的確に把握し、常に応接態度及び言葉遣いに配慮するなど相手の立場に立って親切、丁寧かつ迅速にこれに当たらなければならない。

#### (責任の回避の禁止)

第6条 職員は、職務の遂行に当たっては、その責任を回避してはならない。

#### (急訴等に対する措置)

第7条 職員は、急訴その他の願い届けがあったときは、勤務時間又は所管事務の内外にかかわらず、適切な措置を執らなければならない。

#### (報告)

第8条 職員は、職務に関する紛議又は過誤その他警察運営上必要な事項を知ったときは、速やかに、当該事項を所属長に報告しなければならない。

2 職員は、職務上の報告に当たっては、原則として順を経て所属長に行わなければならない。  
(呼出し)

第9条 職員は、職務上市民を呼び出す場合は、その日時、場所等について、相手の利便を考慮して行わなければならない。  
(身分の表示)

第10条 職員は、職務の遂行に当たっては、職務上やむを得ない場合を除き、自己の所属、職及び氏名を明らかにしなければならない。  
(品位の保持)

第11条 職員は、品行を正し、身体及び服装を端整かつ清潔にして、常に、職員としてふさわしい品位の保持に努めなければならない。  
(所見の公表等)

第12条 職員は、所属長の許可を受けないで、職務に関連し、又は職務に影響を及ぼすおそれのある所見等を公表し、又は新聞・雑誌等に寄稿してはならない。

2 職員は、職務の公正を疑われるような宗教的又は政治的な議論その他の活動をしてはならない。  
(健全な生活設計)

第13条 職員は、計画性のある健全な生活態度を保持することに努め、支払い能力を超えた借財をして職務に影響を及ぼすようなことがあってはならない。

2 職員は、職務に支障を及ぼし、生活を乱すに至るまでの遊技等をしてはならない。  
(節度ある飲酒)

第14条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職務に支障を及ぼすような飲酒をしてはならない。  
(家族の営業等)

第15条 職員は、その家族が営業を行う場合は、職務に支障を及ぼし、又は品位を損なうことのないように心掛けなければならない。  
(儀礼・行事の簡素化)

第16条 職員は、虚礼を廃し、儀礼・行事の簡素化に努めなければならない。  
(身柄引き請け等の制限)

第17条 職員は、身体を拘束された者が親族である場合を除き、所属長の承認を得ないで、身体を拘束された者のために、身柄の引き請け人となり、又は保証金を出してはならない。  
(備品の取扱い等)

第18条 職員は、装備品、備品、支給品及び貸与品の取扱いに当たっては、その保管及び維持管理を徹底し、常に、良好な状態で使用できるように、適切な注意を払わなければならない。

2 職員は、庁舎等の光熱水費及び消耗品については、節約を旨とし、効率的に使用するよう  
に心掛けなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年8月3日から施行する。